

最新情報をお届けします
2025年
5月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
5月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

- 労働保険料の年度更新 6/2 ~ 7/10
年度更新申告書は、各事業所に5月末頃送付されます。
- 算定基礎届の提出 7/1 ~ 7/10
(組合健保の場合は、別途指定日がある場合もあります)

令和7年4月1日より、育児介護休業法が改正されました。

その後、法改正対応は順調でしょうか？

改正には就業規則や規程の改訂が必要となる内容があります。

改訂ご検討の際は、ぜひプラグマへご依頼ください。

会計・税務

5/12 (月)	4月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
6/2 (月)	3月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
	9月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人住民税>（半期分）
	確定申告額延納届出による延納税額の納付
	自動車税の納付（東京23区の場合）

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

※ご注意※

このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般の内容となります。それをお客様には該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金を利用しやすくするため
令和7年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。今回は、「人材育成支援コース」をご紹介します。

1 賃金助成額の拡充

昨今の賃金上昇を踏まえ、賃金助成額を引き上げました。

() 内は中小企業以外の助成額

拡充の対象となる賃金助成のあるコース・メニュー	賃金助成額（拡充前） (1人1時間当たり)		賃金助成額（拡充後） (1人1時間当たり)	
	賃上げに係る要件	賃上げに係る要件	賃上げに係る要件	賃上げに係る要件
人材育成支援コース	人材育成訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	800円 (400円)
	認定実習併用職業訓練			1,000円 (500円)
	有期実習型訓練			

2 人材育成支援コースの見直し（有期契約労働者等に対する助成メニューの整理・重点化等）

有期契約労働者等の訓練機会の確保及び正規雇用労働者への転換等を促進するため、人材育成支援コースにおけるに**有期契約労働者等に対する助成メニューを整理・重点化し、経費助成率を見直しました。**

見直しの対象となるメニュー	経費助成率（見直し前）		経費助成率（見直し後）	
	賃上げに係る要件	賃上げに係る要件	賃上げに係る要件	賃上げに係る要件
人材育成訓練	有期契約労働者等に訓練を実施した場合	60%	75%	70%
	正規雇用労働者等への転換等を実施した場合	70%	100%	
有期実習型訓練 (OFF-JTとJTの組み合わせ訓練)	有期契約労働者等に訓練を実施した場合	60%	75%	85%
	正規雇用労働者等への転換等を実施した場合	70%	100%	

プラグマの「**助成金申請サポート**」をご利用ください。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragma
WEB

